

社会福祉法人 善興会  
役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人善興会定款第21条により「理事及び監事に対して、評議員会において算定した額を報酬等として支給することができる。」と定めており、評議員会にて議決した報酬等の支給基準を次の通り定める。

また、定款第8条にて記載の評議員の報酬等及び評議員選任・解任委員会運営細則第7条記載の報酬等についても再掲する。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 評議員選任・解任委員会外部委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬とは、職務の執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費を言い、報酬とは区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、理事長に定款第21条で定める通り、評議員会において算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 常勤理事で使用者としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。
- 3 非常勤役員に対しては、報酬は支給しない。
- 4 評議員は、定款第8条で定める通り、報酬は支給しない。
- 5 評議員選任・解任委員会外部委員に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の理事長及び常勤理事並びに非常勤監事、評議員、評議員選任・解任委員会外部委員の報酬月額は別表1報酬等支給基準表に定める通りとする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを弁償することができる。

2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、この法人の旅費規程に則って支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 役員の報酬等(旅費を除く。)の支給日は、この法人の給与規程第6条と同様とする。

2 役員及び評議員等の旅費は、必要のつど、支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の承認を経て理事長が別に定めるものとする。

附則

(実施期日)

この規程は令和3年 6月 8日から施行する。

(改訂履歴)

令和5年 6月10日 別表1の一部変更

別表1 報酬等支給基準表

役職	報酬額
理事長(常勤役員)	月額620,000円
理事(常勤役員)	職員給与のみ支給
監事(非常勤役員)	無報酬
評議員	無報酬
評議員選任・解任委員会外部委員	無報酬